

適用時期：平成 25 年 1 月 1 日以降支給される退職金から。

④特定事業用資産の買換え特例の適用要件の厳格化

現行制度を延長しましたが、買い替え資産である「土地等」に新たに次の制限が課されました。

- ・土地の面積は 300 m²以上であること。
- ・事務所・事業所・工場・店舗・倉庫・住宅等の施設（福利厚生施設は不可、貸付用は可）の敷地の用に供されるものであること。

適用時期：24 年 1 月 1 日以後の譲渡から

⑤認定「省エネ住宅」に係る住宅ローン控除（新設）

控除率（1%）は通常の住宅ローン控除と同じですが、借入金の上限を 3,000 万円⇒4,000 万円に引き上げます（平成 24 年居住の場合）。

一方、認定「長期優良住宅」に係る所得税額控除（住宅ローンがなくても可能）は縮減されました（控除額上限を 100 万円⇒50 万円に）。

[贈与税]

住宅取得「資金」贈与の非課税特例（拡充）

現行制度（父母・祖父母からの 1,000 万円の贈与税非課税枠）を延長するとともに、省エネまたは耐震住宅の取得資金の場合は、非課税枠を 1,500 万円に引き上げます。

（平成 24 年贈与の場合）

一方、上限がなかった住宅の床面積は最大 240 m²に制限されます。

[法人税]

研究開発促進税制、中小企業者の少額償却資産特例などのおなじみの特例が延長されました。

特定事業用資産の買換え特例の適用要件の厳格化については、個人所得税と同内容です。

[その他]

国外財産報告制度（創設）

年末において合計 5,000 万円を超える国外財産を有する個人は、国外財産の種類、数量、価額等を記載した国外財産調書を翌年 3 月 15 日までに税務署に提出すべきこととされました（罰則規定あり）。5,000 万円という基準は、現行相続税の課税最低限を勘案したものです。

適用開始：平成 25 年 12 月 31 日における国外財産から。